

ハートフルライフ西城 施設利用料のご案内（1日あたりの目安）

入所利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

基本型の場合

	介護報酬一割負担額					居住費	食費	日常生活費	教養 娯楽費	合計	
	施設サービス費 (基本型)		夜勤職員 配置加算	栄養マネ ジメント 加算	サービス提 供体制加算 (1)イ						介護職員処 遇改善加算 (1)
要介護1	多床室	824円	25円	14円	19円	約37円	570円	1,750円	200円	150円	3,589円
	個室	745円				約35円	1,690円				4,628円
要介護2	多床室	874円				約40円	570円				3,642円
	個室	794円				約35円	1,690円				4,677円
要介護3	多床室	940円				約41円	570円				3,709円
	個室	858円				約39円	1,690円				4,745円
要介護4	多床室	995円				約43円	570円				3,766円
	個室	915円				約40円	1,690円				4,803円
要介護5	多床室	1,051円				約45円	570円				3,824円
	個室	968円				約43円	1,690円				4,859円

在宅強化型の場合

	介護報酬一割負担額					居住費	食費	日常生活費	教養 娯楽費	合計	
	施設サービス費 (在宅強化型)		夜勤職員 配置加算	栄養マネ ジメント 加算	サービス提 供体制加算 (1)イ						介護職員処 遇改善加算 (1)
要介護1	多床室	874円	25円	14円	19円	約38円	570円	1,750円	200円	150円	3,640円
	個室	789円				約36円	1,690円				4,673円
要介護2	多床室	953円				約42円	570円				3,723円
	個室	865円				約39円	1,690円				4,752円
要介護3	多床室	1,019円				約45円	570円				3,792円
	個室	931円				約42円	1,690円				4,821円
要介護4	多床室	1,078円				約48円	570円				3,854円
	個室	992円				約43円	1,690円				4,883円
要介護5	多床室	1,138円				約48円	570円				3,914円
	個室	1,050円				約45円	1,690円				4,943円

- * 介護報酬一割負担額は、利用者様の収入に応じて二割もしくは三割の負担額になる場合がございます。
- * 施設サービス費：毎月の利用者様の在宅復帰の状況や要介護度等の割合により、変動致します。
- * 夜勤職員配置加算：夜間帯の介護職員の配置が基準以上のため、算定されます。
- * 栄養マネジメント加算：管理栄養士が利用者様の栄養状況を把握し、栄養ケア計画を立て、それに沿った栄養管理を行っているため、算定されます。
- * サービス提供体制加算：介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合により変動致します。
- * 介護職員処遇改善加算：当月の所定単位数により、変動致します。
- * 食費内訳：朝食 450円、昼食 600円、夕食 550円、おやつ 150円

加算の詳細（該当する利用者様もしくは希望された利用者様に対して加算いたします。）

加 算		単位×10.68円（地域加算）の一部負担額	加 算 内 容
短期集中 リハビリテーション実施加算		一割 257 円／日 二割 514 円／日 三割 771 円／日	医師の指示を受けた理学療法士等が、入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算		一割 257 円／日 二割 514 円／日 三割 771 円／日	認知症であると医師が判断し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、集中的なリハビリテーションを個別に行い3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として集中的にリハビリテーションを行った場合。
若年性認知症 入所者受入加算		一割 128 円／日 二割 256 円／日 三割 384 円／日	若年性認知症利用者毎に個別の担当者を決め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合。
外泊時費用		一割 387 円／日 二割 774 円／日 三割 1161 円／日	1月に6日間に限り居宅へ外泊した場合。
外泊時費用 (退所中に居宅サービスを利用する場合)		一割 855 円／日 二割 1,710 円／日 三割 2,565 円／日	退所が見込まれる入所者を試行的に退所させ、老人保健施設が居宅サービスを提供する場合。
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算	基本型	一割 37 円／日 二割 74 円／日 三割 111 円／日	基本型の老人保健施設であり、在宅復帰・在宅療養支援機能指標が90点中40点以上である場合。
	強化型	一割 49 円／日 二割 98 円／日 三割 147 円／日	在宅強化型の老人保健施設であり、在宅復帰・在宅療養支援機能指標が90点中70点以上である場合。
初期加算		一割 32 円／日 二割 64 円／日 三割 96 円／日	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入居日から30日間に限って算定する。
再入所時栄養連携加算		一割 428 円／回 二割 856 円／回 三割 1,284 円／回	入所者が病院又は診療所へ入院し、退院後再度当施設へ入所する際、当施設の管理栄養士が病院又は診療所の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合。
ターミナルケア加算		死亡日以前4日以上30日以下 一割 171 円／日 二割 342 円／日 三割 513 円／日	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、本人又は家族等の同意を得て、計画書が作成されている場合。また、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求めに応じて随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている場合。
		死亡日の前日及び前々日 一割 876 円／日 二割 1,752 円／日 三割 2,628 円／日	
		死亡日 一割 1,763 円／日 二割 3,526 円／日 三割 5,289 円／日	

加 算		単位×10.68円（地域加算）の一部負担額	加 算 内 容
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）		一割 481 円／回 二割 962 円／回 三割 1,443 円／回	退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療方針の決定を行った場合。
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）		一割 513 円／回 二割 1,026 円／回 三割 1,539 円／回	退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療方針の決定にあたり、生活維持の具体的な改善等目標を定め、退所後の生活に送る支援計画を策定した場合。
試行的退所時指導加算		一割 428 円／回 二割 856 円／回 三割 1,284 円／回	入所期間が1月を超える入所者が、居宅へ試行的に退所した時、入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合。最初の試行的退所から3月の間に限り、1月に1回を限度として算定する。
退所時情報提供加算		一割 534 円／回 二割 1,068 円／回 三割 1,602 円／回	入所期間が1月を超える入所者が、退所先の居宅又は社会福祉施設等において療養を継続する場合、入所者の退所後の主治医に対し、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合。1人につき1回を限度として算定する。
退所前連携加算		一割 534 円／回 二割 1,068 円／回 三割 1,602 円／回	入所期間が1月を超える入所者が居宅に退所し、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を供し、かつ居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用の調整を行った場合。一人につき1回を限度として算定する。
訪問看護指示加算		一割 321 円／回 二割 642 円／回 三割 963 円／回	入所者の退所時に、老人保健施設の医師が訪問看護事業所等の利用の必要性を認め、訪問介護事業所等に対して訪問看護指示書を交付した場合。一人につき1回を限度として算定する。
低栄養リスク改善加算		一割 321 円／回 二割 642 円／回 三割 963 円／日	低栄養状態又は低栄養状態になる恐れのある入所者に対し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種のもものが共同して会議を行い、栄養管理方法等を示した計画を作成し、それに従い管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合。
経口移行加算		一割 30 円／月 二割 60 円／月 三割 90 円／月	経管栄養により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を充実させた場合。
経口維持加算	（Ⅰ）	一割 428 円／月 二割 856 円／月 三割 1,284 円／月	摂食機能障害を有する入所者に対して、医師の指示に基づき、多職種で会議等を行い、経口維持計画を作成し、管理栄養士等による栄養管理を行った場合。
	（Ⅱ）	一割 107 円／月 二割 214 円／月 三割 321 円／月	経口維持加算（Ⅰ）を算定しており、（Ⅰ）で行われる会議等に、医師等が加わった場合。

加 算		単位×10.68円（地域加算）の一部負担額	加 算 内 容
口腔衛生管理体制加算		一割 32 円／月 二割 64 円／月 三割 96 円／月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合。
口腔衛生管理加算		一割 96 円／月 二割 192 円／月 三割 288 円／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行った場合。 口腔衛生管理体制加算を算定していること。
療養食加算		一割 7 円／食 二割 14 円／食 三割 21 円／食	医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士等により、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食が提供されている場合。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算		一割 134 円／回 二割 268 円／回 三割 402 円／回	入所中 6 種類以上の内服薬が処方されている入所者に対し、老人保健施設の医師と入所者の退所後の主治医が共同して総合的に評価し、退所時に 1 種類以上内服薬を減少させている場合。
緊急時治療管理		一割 546 円／日 二割 1,092 円／日 三割 1,638 円／日	病状が危篤になり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 3 日を限度として算定する。
所定疾患施設療養費		(Ⅰ) 一割 251 円／日 二割 502 円／日 三割 753 円／日	所定の疾患に対し、診断、診断を行った日、投薬、検査、注射、処置を記録している場合、1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定する。
		(Ⅱ) 一割 508 円／日 二割 1,016 円／日 三割 1,524 円／日	所定の疾患に対し、感染症対策に関する研修を受講した医師が、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、投薬、検査、注射、処置を記録している場合、1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定する。
認知症専門ケア加算		(Ⅰ) 一割 4 円／日 二割 8 円／日 三割 12 円／日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者の 1/2 以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、職員間での技術指導会議等を定期的で開催している場合。
		(Ⅱ) 一割 4 円／日 二割 8 円／日 三割 12 円／日	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置していること。また、介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、研修を実施している場合。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算		一割 214 円／日 二割 428 円／日 三割 642 円／日	医師が、認知症の行動・心理症状を認め、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合、入所日から起算して 7 日を限度として算定する。
認知症情報提供加算		一割 374 円／回 二割 748 円／回 三割 1,122 円／回	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断をうけておらず、認知症のおそれがあると医師が判断し、施設内での診断が困難であると判断した場合、同意を得たうえで当該入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合。

加 算		単位×10.68円（地域加算）の一部負担額	加 算 内 容
地域連携診療計画情報提供加算		一割 321 円／回 二割 642 円／回 三割 963 円／回	診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、診療計画に基づいて治療等を行い、翌月までに地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を提供した場合、一人につき1回を限度に算定する。
褥瘡マネジメント加算		一割 10 円／月 二割 20 円／月 三割 30 円／月	医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者に対して3月に1回褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価を行い、褥瘡ケア計画を作成、実施している場合。
排せつ支援加算		一割 107 円／月 二割 214 円／月 三割 321 円／月	医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成、実施している場合。
サービス提供体制強化加算	(I) イ	一割 19 円／日 二割 38 円／日 三割 57 円／日	手厚い介護体制の確保を推進する観点により介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。
	(I) ロ	一割 13 円／日 二割 26 円／日 三割 39 円／日	手厚い介護体制の確保を推進する観点により介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合。
	(II)	一割 7 円／日 二割 14 円／日 三割 21 円／日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上の場合。
	(III)	一割 6 円／日 二割 12 円／日 三割 18 円／日	サービス直接提供者総数のうち、勤続年数3年以上の割合が30%以上の場合。
介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位数× 0.039	当該加算による算定額に相当する介護職員への資質向上の取組等、を実施している場合に加算されます。当月の施設の所定単位数により変動いたします。
	(II)	所定単位数× 0.029	
	(III)	所定単位数× 0.016	

※サービス提供体制上、加算基準が満たされていないものについては、加算されません。また、1年毎に算定要件の見直しを行いますので、年度によっては算定項目が異なる場合がございます。

※利用者様の所得や資産状況に応じて、料金が減免される制度がございます。制度をご利用になるためには『介護保険負担限度額認定証』の発行と当施設への提示が必要となります。

介護保険からの給付金に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額が変更となります。

* 個別利用料

電気代： 50円（テレビ、電気毛布など）／日

テレビレンタル代：100円＋電気代50円／日

理美容代：実費

* 特別な室料（4階の二人部屋は除く）

	室料
個室（2階）	1,080円（税込）
個室（3階）	432円（税込）
二人部屋	972円（税込）

外泊時にも室料をいただきます。